

第7巻 第1号(平成16年12月25日)

# YACON

(ヤーコン研究会報)



ヤーコン研究会発行

# ヤーコン研究会会則

第1条 本会はヤーコン研究会と称する。

第2条 本会は会員相互の親和、協力を計り、ヤーコンに関する総合的研究を進め、技術と利用に関する問題を研究することを目的とする。

第3条 本会の会員は正会員、学生会員および賛助会員とする。

1. 正会員は本会の趣旨に賛同し、入会した個人とする。
2. 学生会員は高等学校を卒業し、修学中の学生とする。
3. 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した団体または機関とする。

第4条 本会の事務局は事務局長の所属する機関に置く。

第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 研究会、講演会の開催
2. 会報の発行
3. その他必要と認める事項。

第6条 本会に次の役員を置く。会長1名、副会長3名、事務局長1名、幹事若干名、会計監査2名。役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨がない。

第7条 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問は、本会の運営に関する重要事項について意見を聞くことができる。

第8条 会長、副会長は総会において推薦する。事務局長、幹事、会計監査は会長の委嘱による。

第9条 会長は会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長支障ある場合これに代わる。事務局長は幹事を統括し、幹事とともに会長の命を受けて会務を処理する。会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 総会は年1回開催する。必要がある場合は臨時総会を開催することができる。

第11条 総会には、次の事項を附議する。

1. 役員の選出
2. 事業報告
3. 会計報告
4. その他必要と認める事項

第12条 本会の会費は正会員年2,000円、学生会員年1,000円、賛助会員年1口以上(1口10,000円)とする。

第13条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第14条 本会の事業年度は毎年4月1日～翌年3月31日とする。

第15条 本会に入会を希望するものは、会長あて住所、職業(所属機関)を記入した入会申込書に1年分の会費を添えて提出する。退会しようとするものは、会長あて退会届けを提出する。ただし、退会の場合すでに納めた会費は払い戻さない。

第16条 本会の会則は総会の議を経て変更することができる。

附則 本会則は平成10年3月1日より施行する。

表紙の写真

中央：ヤーコンの故郷、マチュピチュの段々畑

撮影者：月橋輝男(茨城大学名誉教授)

左下：Yacon monograph「EL YACON」表紙より

## 目 次

ヤ - コン研究会会則	表紙裏
第 7 回講演会プログラム	1
第 7 回講演会要旨	2
第 7 回大会研究発表 , ポスター発表英文要旨	3 5
平成 15 年度事業報告および平成 1 5 年度決算	3 8
平成 1 6 年度事業計画および平成 1 6 年度予算	4 0
ヤーコンとの出会い・その後 月橋 輝男 ( 茨城大学名誉教授 )	4 2
情報記事 ( ヤ - コンに関する新聞記事等のスクラップ )	4 6
学会発表	5 4
会員名簿 ( 平成 1 6 年 1 2 月 2 5 日現在 )	5 5